

○平群町大字自治会育成交付金交付要綱

(平成 18 年 9 月 25 日要綱第 53 号)

改正 平成 20 年 4 月 1 日要綱第 8 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、各大字・自治会の振興を目的に、予算の範囲内において、各総代・自治会長の活動に対し、平群町大字自治会育成交付金(以下「交付金」という。)を交付しその有意義な活用を促進し、もって住民自治の確立と地域住民の福祉向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大字自治会 平群町内において、各世帯を単位として快適な日常生活を営み、住民相互の連携を図るため自主的に結成された団体をいう。
- (2) 交付金 本町の各種行政事務事業に係る連絡調整、協力活動等に対して総代・自治会長に交付する活動交付金をいう。

(交付金の交付対象)

第 3 条 交付金の交付対象者は、平群町自治連合会に属する総代・自治会長とする。
2 交付金の交付については、年 1 回とし、時期については、町長がこれを定める。

(関係者の責務)

第 4 条 町長は、交付金に係る予算の執行に当たっては、その交付金が公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。
2 交付金の交付を受けた総代・自治会長は、交付の目的に従って誠実に大字自治会の運営に努めなければならない。

(交付金の額)

第 5 条 交付金の額は、予算の範囲内で次のとおり算出する。
(1) 交付金は、総代・自治会長 1 人について均等割額と加入世帯数(当該年度の 10 月 1 日の加入世帯数をいう。)に対して世帯割額の合計した額とする。

(交付金の交付申請)

第 6 条 交付金の交付を受けようとする総代・自治会長は、次の書類を添付の上交付金交付申請書(様式第 1 号)を町長に提出しなければならない。
大字自治会会員世帯数報告書

(交付金の交付決定通知書)

第 7 条 町長は、交付金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、大字自治会に対し、交付金交付決定通知書(様式第 2 号)を送付するものとする。

(交付金の交付)

第8条 町長は、前条の申請があった場合において、適当と認めるときは、交付金を交付するものとする。

2 町長は、前項の決定をすべきものと認めるときは、経費の使用法その他交付金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(交付金の交付決定取消し及び返還)

第9条 交付金の交付を受けた総代・自治会長が次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、交付金の交付の決定を取消しまたは、すでに交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は前条の規定により町長が付した条件に違反したとき。

(2) その他偽り又は不正があったとき。

(交付決定後の目的の遂行等)

第10条 交付金の交付を受けた総代・自治会長は、交付決定の内容及びこれに付した条件に従って目的を遂行し、その交付を受けた交付金を他の用途に使用してはならない。

2 町長は、交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その総代・自治会長に対し当該目的を遂行すべきことを命ずることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成20年4月1日要綱第8号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。